役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目的及び意義)

第1条　この規定は社会福祉法人日本ウェルフェアサポ－トの定款第８条及び第２１条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第２条　この規定において次の各号に掲げる用語の定義は次の通りとする。

　(1)役員とは理事、監事及び評議員を言う。

　(2)常勤理事とは理事うち、当法人を勤務場所とする者を言う

　(3)非常勤の役員とは役員のうち、常勤理事以外の者を言う。

　(4)報酬等とは報酬、その他の職務執行の対価として受ける利益であって、　　その名称の如何を問わない。また、費用とは区別されるものであるが、理事会及び評議員会に出席のための交通費は含むものとする。

　(5)費用とは職務遂行に伴う交通費(理事会及び評議員会出席の交通費は除くく)旅費、宿泊費及び手数料等の経費を言う。

(報酬等の支給)

第３条　役員に対して次の通り報酬等を支給する。但し、当法人の職員を兼務　し、職員給与が支給されている役員については報酬等を支給しない。また、賞与及び退職慰労金は支給しない。

　(1)理事長　　　無報酬

　(2)非常勤理事及び監事　理事会出席毎に１万円

　(3)評議員　　　無報酬

(報酬等の額の算定方法)

第４条　常勤の理事に対する報酬等の額は理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第５条　報酬等は現金により本人に、法令の定める控除金額を差引いて支給す　る。

(費用)

第６条　役員が出張する場合は就業規則の旅費規程を準用する。

　　２　役員が費用を要する場合はその費用を支給する。

(公表)

第７条　当法人はこの規定により社会福祉法第５９条２第１項２号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第８条　この規定の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経て定め　る。

(改廃)

第９条　この規定の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

附則　この規定は平成２９年４月１日より施行する。